対力ナダ・メキシコ関税の概要

- トランプ大統領は3月4日、不法移民と違法麻薬対策の不備を理由に、カナダ・メキシコ原産品に対し て25%の追加関税を発動。国際緊急経済権限法(IEEPA)が根拠法に。
- 8月1日、カナダ原産品に対する追加関税を35%へ引き上げ。メキシコ原産品への追加関税の30%引き 上げも発表したが、8月1日より90日間は適用停止となっている。



9月1日 廃止 3月4日

25% 300億カナダドル相当

(食品・飲料、化粧品・紙製品、 アルコール類・衣類等)

10% エネルギー製品 (原油・天然ガスなど)

25% 上記以外

9月1日 鉄鋼・ アルミを除き廃止

(鉄鋼・アルミ、

3月12日

コンピュータ・同部品など)

25% 298億カナダドル相当

4月3日 25% 自動車

エネルギー製品以外を 25→35%へ引き上げ



例外措置

適用対象

滴用時期

3月9日 5月3日 6月3日 4月3日 8月1日

3月4日 25% 鉄鋼 25% 25% 鉄鋼・アルミを 絧 ・アルミ 自動車 白動車部品 25→50%へ引き上げ 50%

25% 全品目

全品目25%→30%へ引き上げを発表 (8/1~90日間適用停止中)

報復関税や非関税措置を検討中

USMCA原産性を満たす製品



右記の製品以外 特惠関税(0%)対象 鉄鋼・アルミ・銅製品

USMCA原産性に関わらず 鉄鋼・アルミ・銅関税 (50%) の対象

自動車・同部品

自動車・同部品関税(25%)の対象 非米国産部分の価格のみへの賦課

同部品は追加関税適用のプロセスが確立するまで、適用対象外